

短期入所施設サービス利用料金（令和6年8月以降）

・介護サービス利用料(要介護度や居室種類により金額が変わります。)

個室利用の場合					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担	856円	934円	1,002円	1,063円	1,123円
2割負担	1,712円	1,867円	2,003円	2,126円	2,245円
3割負担	2,568円	2,800円	3,004円	3,189円	3,367円
3人・4人部屋の場合					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担	943円	1,023円	1,091円	1,152円	1,214円
2割負担	1,885円	2,046円	2,182円	2,303円	2,427円
3割負担	2,828円	3,069円	3,273円	3,455円	3,640円

・おむつ代は含まれています。

※在宅復帰・在宅療養支援等の指標である10の項目について一定の値に達した場合、在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅱとして上記の金額に約54円(1割)・約107円(2割)・約160円(3割)が加算されます。

※介護サービス利用料(上記に加え各種加算がつく場合があります。)

【上記以外の介護保険法で定める算定項目(加算含)】

- ①医師の指示により糖尿病食や腎臓食などを提供した場合、療養食加算として1日3回を限度として1回につき約8円(1割)又は約17円(2割)又は約25円(3割)加算されます。
- ②職員が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り約53円(1割)又は約105円(2割)又は約157円(3割)が加算されます。
- ③入所及び退所の際、自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき約193円(1割)又は約385円(2割)又は約577円(3割)加算されます。
- ④利用者の状態や家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に短期入所が必要と判断された利用者を受け入れた場合、利用開始から7日を限度(やむを得ない場合は14日まで)として1日あたり約94円(1割)又は約188円(2割)又は約282円(3割)加算されます。
- ⑤短期入所中に医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに

個別リハビリテーション計画を作成し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別に集中的なリハビリテーションを行った場合、1日につき約251円(1割)又は約502円(2割)又は約753円(3割)加算されます。

- ⑥認知症の行動・心理症状の出現により、在宅での生活が困難になったと医師が判断した方の緊急受入れを行った場合、1日につき約209円(1割)又は約418円(2割)又は約627円(3割)加算されます。ただし入所日から7日を上限とします。
- ⑦当施設が介護保険法で定める一定の加算要件を満たし認知症ケアに関する専門研修を終了した者が介護サービスを提供した場合、1日につき約4円(1割)又は約7円(2割)又は約10円(3割)、上記に加え介護士、看護師毎等に対し認知症ケアに関する研修計画を作成、実施した場合は約5円(1割)又は約9円(2割)又は約13円が加算されます。
- ⑧若年性認知症の利用者を受け入れ介護サービスを提供した場合、1日につき約126円(1割)又は約251円(2割)又は約377円(3割)加算されます。
- ⑨医療ニーズの高い要介護4又は要介護5の利用者に対して計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合、1日につき約126円(1割)又は約251円(2割)又は約377円(3割)加算されます。※常時の喀痰吸引・人口呼吸器・中心静脈注射・人工腎臓・心機能障害、呼吸障害等での常時のモニター測定・ストーマ処置・経鼻胃管、胃瘻等の経腸栄養・褥瘡治療中・気管切開。
- ⑩利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、1回につき約542円(1割)又は約1,083円(2割)又は約1,624円(3割)加算されます。
- ⑪夜勤の職員配置について、夜間の介護サービスの質の向上及び職員負担の軽減を図るため、基準(20:1)を上回る配置を行っている場合、1日につき約25円(1割)又は約50円(2割)又は約75円(3割)が加算されます。夜勤職員勤務条件基準に満たない場合は施設サービス費(所定単位数)の100分の3に相当する単位数を所定単位数より減算します。
- ⑫医療ニーズのあるご利用者の受入れにおいて、医師が治療管理を目的として診療計画を策定し必要な診療、検査等を行い、ご退所時にかかりつけ医に情報提供を行った場合、7日を限度として1日につき約288円(1割)又は約575円(2割)又は約862円(3割)加算されます(※居宅サービス計画において計画されていない場合に限りません)。
- ⑬当施設の介護職員において、介護福祉士の有資格者を雇用している場合又は一定期間以上の勤続年数を有する職員を一定割合以上雇用している場合、その割合(I~Ⅲ)に応じて、1日につき
- I.約23円又はII.約19円又はIII.約7円(1割)
I.約46円又はII.約38円又はIII.約13円(2割)
I.約69円又はII.約57円又はIII.約19円(3割)が加算されます。

ただし上記いずれかひとつの加算になります。

- ⑭介護現場において介護ロボットやICT等の活用を行いご利用者の安全や介護サービスの質の確保等を行った場合、その要件に応じて1月につき約105円又は約11円(1割)・約209円又は約21円(2割)・約314円又は約32円(3割)が加算されます。

※自然災害や感染症の発生時に継続的にサービスを提供できるような体制をまとめた業務継続計画が未策定の場合は、施設サービス費(所定単位数)の100分の1に相当する単位数を所定単位数より減算します。

※身体拘束に関して厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合、身体拘束廃止未実施減算として施設サービス費(所定単位数)の100分の1に相当する単位数を所定単位数より減算します。

※虐待の発生又はその再発を防止するための措置が取れていない場合は、施設サービス費(所定単位数)の100分の1に相当する単位数を所定単位数より減算します。

※介護職員の処遇改善を目的として「基本サービス費に各種加算を加えた総単位数」×「各サービス別の適合状況に定められた加算率」の金額が加算されます。

※難病等の重度要介護者又はがん末期の利用者が日帰りで当施設を利用された場合は、

1日あたり 約 694 円～約 1,355 円(1割負担)・約 1,388 円～約 2,709 円(2割負担)・約 2,082 円～約 4,063 円(3割負担)となります。

・介護保険給付外施設利用料(利用者自己負担分)

	利用料金 1 日	備 考
①居 住 費 (個室の場合)	2,000 円	利用者負担段階第 4 段階の方
	1,370 円	利用者負担段階第 3 段階②の方
	1,370 円	利用者負担段階第 3 段階①の方
	550 円	利用者負担段階第 2 段階の方
	550 円	利用者負担段階第 1 段階の方
①居 住 費 (3 人・4 人部屋の場 合)	600 円	利用者負担段階第 4 段階の方
	430 円	利用者負担段階第 3 段階②の方
	430 円	利用者負担段階第 3 段階①の方
	430 円	利用者負担段階第 2 段階の方
	0 円	利用者負担段階第 1 段階の方

②食費 朝420円 昼670円 夕570円	(3 食) 1,660 円	利用者負担段階第 4 段階の方
	上限 1,300 円	利用者負担段階第 3 段階②の方
	上限 1,000 円	利用者負担段階第 3 段階①の方
	上限 600 円	利用者負担段階第 2 段階の方
	上限 300 円	利用者負担段階第 1 段階の方

※居住費・食費につきましては、ご利用者世帯の所得などに応じて負担軽減の制度があります。

ただし、それぞれお住まいの市区町村への申請が必要です。

項 目	利用料金 1 日	備 考
特別な室料(個室代)	2,000円(+税)	個室をご利用の場合
日用品費	100円	
教養娯楽費	100円	
理容代		実費
電気使用料	50円	個別に電源を使用の場合
健康診断書等作成料金		3,000円(+税) / 1枚 ※血液検査等が必要な場合は検査費用とし別途1,500(+ 税)円が必要となります。
おやつ代	50円	
個人に必要な物品		実費

その他、必要に応じて利用料金がかかる場合があります。

※上記、利用料金につきましては目安ですので若干の変更がある場合があります。ご了承下さい。